

貯水槽水道の衛生管理、大丈夫ですか？

マンションの住民から「水道水が白濁し、異常な臭いがする」と連絡を受けた管理員が給水設備を点検した結果、受水槽のオーバーフロー管が公共下水管と誤接続されていたために、水槽内に汚水が逆流していたという事例がありました。

マンションやビル等の建物で、水道局から供給される水道水を、一旦受水槽に貯めた後で各住居や事務所等に水道水を供給する給水設備を「貯水槽水道」と呼んでいます。貯水槽水道が適切に管理されていないと、上記の事例のように、水道水の汚染など衛生上の問題が発生することがあります。

貯水槽水道には、受水槽の大きさにより簡易専用水道（有効容量が10立方メートルを超えるもの）と小規模貯水槽水道（有効容量が10立方メートル以下）があり、法律上の扱いが異なります。

簡易専用水道については水道法により、年に1回以上定期的に登録検査機関の検査を受けることが義務づけられています。一方、小規模貯水槽水道は法的な検査の義務はありませんが、簡易専用水道に準じた管理責任が求められています。しかし、令和2年度の全国における受検率は、簡易専用水道検査が78.4%に対して、小規模貯水槽水道検査は3.4%と大変低くなっています。貯水槽水道の衛生管理のため、ぜひ、定期的に施設の検査を受けましょう。

当所では、安全で安心な水道水を確保するため、簡易専用水道検査のほかにも、水質について様々な検査を実施しております。水に関してご不明なことがありましたら、ぜひご相談ください。